

杉並区青少年問題協議会条例（抜粋）

昭和30年12月15日

条例第11号

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、杉並区に、区長の附属機関として、杉並区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

（1） 青少年の健全な育成に関する活動を行う者 11人以内

（2） 青少年の健全な育成に関し学識経験のある者 2人以内

（3） 関係行政庁の職員 5人以内

（4） その他区長が適当と認める者 2人以内

2 前項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもつてこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

（部会）

第5条 協議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、協議会が定める。

（委員以外の者の出席等）

第6条 協議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

（以下略）

杉並区青少年問題協議会要綱（抜粋）

昭和59年5月8日

杉教社副発第35号

（目的）

第1条 この要綱は、杉並区青少年問題協議会条例（昭和30年杉並区条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、杉並区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 条例第2条第1項第1号及び第2号の委員の構成については、別に定める。

2 条例第2条第1項第3号の関係行政庁の職員は、次の各号に掲げる者の中から区長が委嘱する。

- （1） 区立小学校長
- （2） 区立中学校長
- （3） 都立高等学校長
- （4） 杉並児童相談所長
- （5） 警視庁杉並警察署生活安全課長

3 条例第2条第1項第4号の適当と認める者は、区民から公募するものとし、その公募については別に定める。

（議案の提出）

第3条 委員が協議会に議案を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催7日前までに、子ども家庭部児童青少年課に送付するものとする。

（幹事及び庶務）

第4条 協議会に事務を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、次の職にある者をもって構成する。

- （1） 子ども家庭部長
- （2） 教育委員会事務局次長
- （3） 保健福祉部管理課長
- （4） 子ども家庭部管理課長
- （5） 子ども家庭部子ども家庭支援課長
- （6） 子ども家庭部児童青少年課長
- （7） 教育委員会事務局庶務課長
- （8） 教育委員会事務局教育人事・指導課長

3 協議会の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において行う。

（傍聴）

第5条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従い、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

3 傍聴人は、傍聴席において写真、映画、ビデオテープ等を撮影し、又は録音等をするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

（以下附則略）

地方青少年問題協議会法（抜粋）

〔昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号〕

（設置）

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（以下略）

いじめ防止対策推進法（抜粋）

〔平成二十五年六月二十八日号外法律第七十一号〕

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（以下略）